

尾道大学のさらなる飛躍に向けて

平成24年4月(予定)尾道大学の法人化を目指します

自主的・自律的な法人運営のもと、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、個性豊かな魅力ある大学づくりを推進するとともに、経営の効率化を図るため、尾道大学の公立大学法人化に取り組みます。

【イメージ図】



現在の大学を取り巻く状況

少子化の進行に伴い、18歳人口は平成4年度の約205万人をピークに減少に転じ、平成21年度には約121万人になっています。今後10年程度は横ばい状況にありますが、その後はさらに減少することが予想されています。一方、大学の入学定員は、社会のニーズに対応した新分野への大学・学部・学科の新增設の動きが継続しており、定員が減少するといった状況はありません。

こうしたことに加え、大都市圏の大学への入学志願者の集中などにより、入学者が定員割れとなった私立大学の割合が45%を超えるなど、大学の経営環境は非常に厳しい状況となっています。

このような厳しい状況の中で、各大学は自らの特色を活かし、教育・研究内容や社会貢献機能の充実を図り、学生、地域にとって魅力ある大学づくりを行うため、組織の見直しを図っています。

国公立大学の法人化

平成16年4月にすべての国立大学が国立大学法人に移行しており、現在、4年制公立大学のうち約7割が公立大学法人(※)に移行しています。

※公立大学法人とは

県や市町村などの地方公共団体が法律(地方独立行政法人法)に基づいて設立することのできる法人のうち、特に公立大学を設置および運営するために設立される法人です。公立大学法人の場合は、大学における教育研究の特性に配慮し、他の公営企業的な事業とは違い、独立採算性の事業ではないとされています。

これからの尾道大学の取組

今後の尾道大学の在り方について、昨年来、外部有識者で組織した「尾道大学在り方懇話会」で審議していただき、また大学においても検討を行い、激しい大学間競争の中で生き残るためには、尾道大学においても個性的で魅力ある大学への改革を積極的に推進していく必要があるとのご意見をいただきました。

これらのことを含め、市としては、尾道大学のさらなる発展のためには、現行制度でも取り組めることは多くありますが、法人制度を活用する方が、次の点において有効であるとの結論に達し、尾道大学の法人化を目指すこととしました。

1. 大学の裁量権が拡大することにより、権限と責任のある運営が図られる。
2. 中期目標や中期計画の策定により、大学の方向性が明確になる。
3. 予算の弾力化により、工夫をこらしたさまざまな取組が柔軟・迅速に行える。

ご意見をお寄せください

今後も広報のみちとホームページで、大学の法人化についての協議結果や予定についてお知らせしていきます。尾道大学の在り方、法人化などについて、皆さんのご意見をお待ちしています。

問い合わせ先 〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1 尾道大学法人化準備室
(☎0848-25-7200 ☎0848-37-2740) ✉daigaku-hojin@city.onomichi.hiroshima.jp

議会だより

2月定例市議会

平成22年第2回定例会は2月17日から3月16日までの28日間にわたり開会しました。

市長からは、平成21年度一般会計補正予算案、平成22年度一般会計当初予算案ほか72議案、人事案5件が提案されました。

審査にあたっては、2月17日に議長を除く全議員で構成される予算特別委員会(新田賢慈委員長)を設置し、2月18日には平成21年度一般会計補正予算案等議案を審査し、原案どおり可決しました。2月22日の本会議では、平成21年度一般会計補正予算案等すべての議案について原案どおり可決しました。

3月3日・4日の両日には各会派を代表して新年度予算に対する総体質問を行いました。3月8日から11日にかけての予算特別委員会では平成22年度当初予算案をはじめ各条例案等について審査を行い、原案どおり可決しました。また、同委員会では、委員から議案第30号平成22年度尾道市尾道大学事業特別会計予算に対する附帯決議案が提出されましたが、否決しました。

3月16日の本会議では、予算総額約1,120億円の平成22年度当初予算案等すべての議案について原案のとおり可決し、人事案5件について同意しました。

また、議員からは意見書案1件が建議案として提案され、可決した意見書については国会及び関係行政庁に送付しました。

■議会の動き

- 2月17日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、補正予算等提案(説明・質疑)、予算特別委員会設置
予算特別委員会
正副委員長互選
- 18日 予算特別委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 22日 議会運営委員会
本会議
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)、新年度予算等提案(総体説明)
- 3月3日 本会議
総体質問
- 4日 本会議
総体質問
- 8日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 9日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 10日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑)
- 11日 予算特別委員会
新年度予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
- 16日 議会運営委員会
本会議(閉会)
新年度予算等議決(委員長報告・討論・採決)

■上程議案

平成21年度関係

●予算

◇一般会計補正予算(第8号)

1億988万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を587億9,530万8,000円にするものです。主なものは、職員退職手当について、当初勧奨退職者を50人と見込

んでいたところ、希望者が65人になったことにより、15人分の追加を行う必要が生じたこと、また、瀬戸田診療所に対する県の移管交付金を財政調整基金から新たに設置する基金へ移すための調整と、このほか、国の2次補正予算に係る地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を57件分、7億2,300万円を追加すること、NHKで放送される連続テレビ小説「てっぱん」を、観光振興につなげるために、尾道「てっぱん」推進協議会への負担金の追加をしようとするものです。

◇港湾事業特別会計補正予算(第3号)ほか12特別会計

◇水道事業会計補正予算(第2号)

◇病院事業会計補正予算(第4号)

●条例制定

◇尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例

県立瀬戸田病院移管交付金の一部を積み立て、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所の管理運営及び施設整備の費用に充てるための基金を設置するための条例制定です。

●その他の議案

◇議決中更正について

平成21年第5回定例会で議決された財産の無償貸付けについて、土地の所在地及び面積に誤りがあったので、更正するものです。

◇尾道市土地開発公社の解散について

尾道市土地開発公社による公共用地の先行取得の利点がなくなったため、同公社を解散するものです。

平成22年度関係

●予算

◇一般会計当初予算(53,110,000千円)

◇港湾事業特別会計予算ほか14特別会計(37,628,869千円)

◇水道事業会計(6,283,410千円)

◇病院事業会計(15,022,497千円)

●条例改正

◇尾道市部設置条例

財務部において保険料の賦課業務を行うことに伴う条例改正です。

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

英語指導助手の名称の変更並びに新たに市民課事務嘱託員、嘱託放射線技師及び発達支援嘱託員の設置に伴いその報酬額を定めるため、並びに営農指導員、旅券事務従事嘱託員及び樋門管理員の一部を廃止するための条例改正です。

◇尾道市職員退職手当支給条例

退職手当制度の一層の適正化を図るため、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合などに、退職手当の支給を制限することができること、既に支給した退職手当の返納を命ずることができること等について定めるための条例改正です。

◇職員等の旅費に関する条例

日当を廃止し、新たに旅行雑費を設けるため、及び職務の級による宿泊料の区分を廃止するための条例改正です。

◇尾道市保育の実施に関する条例

延長保育等の特別保育事業について定めるための条例改正です。

◇尾道市重症心身障害者福祉年金条例

向島町との合併に伴う重症心身障害者福祉年金に関する経過措置を廃止するための条例改正です。

◇尾道市いきいきサロン設置及び管理条例

いきいきサロン藤井川を廃止するため、及びいきいきサロン高根潮香園を設置するための条例改正です。

◇尾道市国民健康保険条例

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者に係る所得割の算定方法及び保険料の減額判定所得の算定方法を改めるため、並びに保険料の減免の特例を定めるための条例改正です。

◇瀬戸田町集会所の設置及び管理条例

高根潮香園を廃止するための条例改正です。

◇尾道市千光寺山索道使用条例

索道の使用料金の減額及び免除について定めるための条例改正です。

◇尾道市因島レストハウス条例

レストハウスの施設を一部廃止するため、及び使用料を改めるための条例改正です。

◇因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例

漁船等巻揚施設の利用料金を改めるための条例改正です。

◇尾道市営住宅設置及び管理条例

老朽化した妙見山住宅を廃止するための条例改正です。

◇尾道市都市公園条例

公園予定区域(ひらはら台第5街区公園)の整備完了に伴い、都市公園名(ゴーゴー公園)を定めるための条例改正です。



ゴーゴー公園

◇尾道市児童遊園地設置及び管理条例

開発行為により整備され、寄附を受けた遊園地を児童遊園地(太田山東第1・太田山東第2)として管理するための条例改正です。

◇尾道市景観条例

景観計画区域を全市域に拡大することに伴い、瀬戸田港周辺地域を新たに重点地区として設定し、届出の適用の除外規定を当該地区において適用しないこととするため、及び景観計画と条例の規定の整合を図るための条例改正です。

◇千光寺公園条例

千光寺公園グラウンド整備に伴い、件及び料金体系を変更するための条例改正です。

◇尾道市公民館条例

尾道市公民館運営審議会委員の定数を改めるため、及び長江公民館の分室を廃止するための条例改正です。

を改めるため、及び長江公民館の分室を廃止するための条例改正です。

◇尾道市御調圓鏢記念公園設置及び管理条例

圓鏢記念館の名称を圓鏢勝三彫刻美術館に改めるための条例改正です。

◇尾道市立学校施設等使用条例

閉校する土生中学校、田熊中学校及び三庄中学校を旧学校施設として、その使用料を定めるため、並びに開校する因島南中学校の学校施設の使用料を定めるための条例改正です。

◇尾道市特殊勤務手当条例

市立市民病院に勤務する看護師の夜間看護等手当の支給区分を改めるため、及び緊急呼出しに対応するため待機を命じられた職員に対し、新たに手当を支給するための条例改正です。

●条例制定

◇尾道市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

尾道市の議会の議員及び長の選挙において選挙公報を発行するための条例制定です。

◇尾道市向島福祉支援センター設置及び管理条例

尾道市向島福祉支援センターの設置及び管理について定めるための条例制定です。

◇尾道市の地域医療を守る条例

本市における各地域の実情に合った医療機関を中心としたケアシステムを守り、市民の安心安全な生活を守るため、市、医療機関、市民のそれぞれの役割を明確にし、地域内の連携を高めて、地域医療を守るための条例制定です。

◇尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員及び短時間勤務職員の任期を定めた採用制度の運用に関して、必要な事項を定めるための条例制定です。

◇尾道市消防長の任命資格を定める条例

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部改正に伴い、消防長の任命資格を定めるための条例制定です。

●条例廃止

◇尾道市囲碁振興基金条例を廃止する条例
設置の目的を達成した囲碁振興基金を廃止するためのものです。

◇御調町及び向島町の編入に伴う父子年金又は父子家庭児童手当の支給に係る経過措置に関する条例

御調町及び向島町との合併に伴う父子年金及び父子家庭児童手当の支給に係る経過措置を廃止するためのものです。

●その他の議案

◇市道路線の認定について

高須104号線、高須105号線

高須町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

美ノ郷117号線

美ノ郷町地内の宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を市道認定するものです。

◇市道路線の認定について

向浜6号線

因島三庄町における道路改良事業により新設した道路を市道認定するものです。

◇市道路線の変更について

叶宗線、石原線

一般県道吉田丸門田線道路改良事業の施工に伴い、これに接続する路線の終点に異動が生じるため、路線を変更するものです。

◇市道路線の廃止について

西藤40号線

主要地方道福山尾道線の施工に伴い、原形を失った市道路線を廃止するものです。

◇市道路線の廃止について

曾根田東線

道路としての機能を失った市道路線を廃止するものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について

指定管理者を指定するものです。

いきいきサロン百島／いきいきサロン高根潮香園



いきいきサロン高根潮香園

●人事議案

◇副市長の選任

郷力 和晴さん(広島市安佐北区)

◇教育委員会の委員の任命

村井 圭一さん(因島土生町)

◇監査委員の選任

高橋 和司さん(日比崎町)

◇人権擁護委員の候補者の推薦

榊宗 英春さん(美ノ郷町)

豊田 真弓さん(因島三庄町)

■総体質問(主な内容)

○「持続可能な尾道の創造」の財政及びまちづくりについて

Q 持続可能な尾道を創造する「日常風景とその景観」をどのように位置づけているか。

A 尾道が尾道であり続けるためには、自然及び人々の日常生活と一体となった尾道固有の景観は非常に重要であると考えている。そのため、景観地区の指

定をはじめ坂道や路地などの日常生活が溶け込んだ尾道独自の景観を守り、育てるための取組を行っているところである。

Q 持続可能な尾道を創造する「景観施策」について、今後どのような行動方針で取り組むつもりか。

A 景観地区においては、認定制度により建物については色彩の誘導をしている。看板についても、大きさや色彩を制限する取組を行っているので、これを継続して積み重ねていくとともに、公共空間の広告等の撤去についても、まずはゾーンを定めるなど広く意見を伺いながら検討していく。また、屋上広告物については引き続き撤去を働きかける。そして、来年度において景観計画区域を全市に拡大する。条例等による誘導や啓発を通じ良好な景観形成に取り組んでいく。その他の屋外広告物においても、条例に基づく指導をさらに進めていく。

○「持続可能な尾道の創造」の人口減少社会について

Q 本市の人口減少にブレーキをかけるには、年少世代と前期実働世代に対して実効性のある施策を展開する必要があると思うが、市長の所見は。また、市としてどのような施策を考えているか。

A 状況に応じた世代間のバランスを考慮した施策が必要と考えている。現在、次世代育成支援行動計画(後期)の策定や、就学前教育を充実するための尾道つくしプランの策定、また、おのみちスローフードのまちづくりの一環として、子どもとその保護者に重点を置いた尾道食育推進計画を策定するなど、より良い子育て環境を実現するための施策を進めている。新年度での新規事業としては、ブックスタート・プラスの3歳児への拡充、休日保育、5歳児相談などを予定しており、国においては、子ども手当での支給も開始されることとなっている。今後とも、さまざまな方のご意見を伺いながら子育てするなら尾道でと言ってもらえるような環境づくりに努めていく。

○どうする尾道！市長の思いは？

Q 市長として、平成22年度は、「持続可能な尾道市づくり」の最終年度となるが、改めて市長は、時代をどのように見据え、市民に発信しようとしているのか。

A 行政を取り巻く社会環境は、三位一体の改革や一昨年来のリーマンショックの影響などにより、既に新しい時代に入っているととらえている。今後、尾道が尾道として持続していくためには、民間活力による「都市力」の

向上とあわせ、本市の財政の健全化を図ることが市民に対する私の責任だと思っている。このために、事務事業の見直しや新市建設計画の見直しに着手するなど、効率的な行財政運営に努めているところである。また、これらの本市の取組状況について、市民の皆様には、市のホームページや支所での閲覧により情報発信に努めているほか、経済界の方々にも説明させていただくなど、常に開かれた行政を意識しながら市政運営を行っているところである。

○「特色ある地域づくり」について

Q 中国横断自動車道尾道松江線沿線地域との広域連携により、尾道市北部の自然を生かした観光施策を検討してはどうか。

A 本市北部地域については、現在「ウォーキングと温泉でくつろぐ里山御調コース」として歩く観光のお勧めコースの紹介や、美しい里山があってこそ、美しい海づくりができることから、山・海に関連する各種団体と連携して、緑の森づくりにも取り組んでいる。また、尾道松江線については、平成22年度中には尾道から甲山までが供用開始となり、松江・三次間は、平成24年度末までに全線供用開始となる予定である。この沿線地域との広域連携による観光施策の取組は重要であり、現在取り組んでいるしまなみ海道沿線地域との連携も視野に入れながら、温泉施設の「尾道ふれあいの里」や圓鏢勝三彫刻美術館、さらには「道の駅クロスロードみつぎ」やソフトボール施設など、御調地域の特性を生かした施策を検討していきたい。



圓鏢勝三彫刻美術館

○尾道市農業振興ビジョンについて

Q 尾道市農業振興ビジョン初年度にあたり、「安定的な生産・流通・販売体制の構築」と「地産地消の生産・流通体制の構築」にどのように取り組んできたのか。

A 農業振興ビジョンでは、活力と魅力ある農づくりの実現に向け、「農を育てる」「むらをつくる」「食をまもる」を3つの柱として、施策を進めている。その中でも、まず「農を育てる」に軸足を置き、多様な担い手の育成・支援について取り組んでいるところである。安全・安心・高品質、新鮮な農産物を安定的に生

産し供給していくため、本年度は「おのみち自慢育成支援事業」において、わけぎやレモンの集出荷施設に支援している。また、地産地消に対しては、JA尾道市が「ええじゃん尾道」の増設による販売拡大を検討されている。今後、量販店やイベントでの尾道産農産物の市民に向けたPR活動などJAと連携して地産地消の生産・流通体制の構築に取り組んでいく。

Q 援農テグー隊事業の具体的な内容はどのようなものか。

A この事業は、多様な農業の担い手づくりの契機となるよう、市民の皆様に、ボランティア活動を通じて農業の魅力を感じ、農繁期の人手不足に悩む農業者を応援していただく事業である。具体的には、高齢化や後継者不足が進む農業環境において、農繁期の人手不足に悩む農業者と農業をサポートしたい市民等を市が募集し、登録していただき、それぞれの登録した情報の中から、支援する農家をボランティアが選択して農作業のお手伝いをしてもらう仕組みである。

○(仮称)「ツール・ド・しまなみレース」開催について

Q しまなみ海道沿線が国際的な観光地に発展する可能性について、市長の見解は。

A しまなみ海道は、瀬戸内の多島美に象徴される優れた景観や本市をはじめとした地域固有の歴史・文化、さらには、橋を歩いて、自転車でも渡れるといった世界に誇れる資源を有している。本市では、「ビジットジャパンイヤー」の重点地域に選定されたことを受け、パンフレット、ホームページ、観光案内板の多言語化など、外国人観光客の受け入れに向けた施策に取り組んでいるところである。しまなみ海道沿線地域は、国際的な観光地となる可能性は十分にあると考えており、今後とも、国・県などと連携を図りながら、着実に施策展開をしていきたい。

Q 車両を止めて行う(仮称)「ツール・ド・しまなみレース」を開催するつもりはあるか。

A しまなみ海道のサイクリングの魅力をも国際的にも大きく情報発信する力になると思われる。現在、(仮称)「ツール・ド・しまなみ」の開催については、県にも提案させていただいているところである。しかしながら、開催に当たっては、しまなみ海道が島嶼部を結ぶ住民の生活道路でもあることなど、住民の理解や盛り上がりが必要であり、また、関係機関との十分な調整が必要となり、検討・調整すべき課題は多いと想

定される。今後、段階的に、実現に向けて努力していきたい。

○「活力あふれる産業が育つまち」について

Q 「元気な水産業支援事業」、「漁場機能高度化事業」、「尾道の魚をさばこう支援事業」の具体的な施策や方針はどのようなものか。

A 新年度については、これまで整備してきた魚礁の周辺に、小エビなどの魚の餌が増える機能を加え、キジハタやホゴなどの定着性を高める「漁場機能高度化事業」、また、漁協や漁業者グループが、新鮮な尾道の魚介類のPRや販売など消費拡大に向けた取組を支援する「元気な水産業支援事業」や、魚のおろし方や美味しい食べ方を市民に知ってもらい、需要を掘り起こす「尾道の魚をさばこう支援事業」を新規事業として立ち上げ、継続事業とあわせて実施していく。

○「心豊かに育ち、学び高めあうまち」について

Q 小・中学生の不登校問題解決に向け、それぞれどのような対策を持っているか。

A 不登校対策に向けて、年2回の不登校対策プロジェクト会議や年2回の生徒指導主事研修会、年1回の幼保小合同研修会などを実施している。

Q バイキング給食やセレクト給食で、子どもたちは何を学んでいるのか。

A バイキング給食は、本年度、小学校6校で、セレクト給食は5校で実施している。子どもたちは、これらの給食を通じて、栄養のバランスを考えた食べ物の選択の仕方を学んでいる。特に、バイキング給食では、他の人の分量を考えるなど、人への思いやりの気持ちを養うことや自分が取ったものは残さないなど正しい食事マナーについても学んでいる。

Q 尾道大学の学生が、今まで尾道市のために貢献してきた主な実績には、どのようなものがあるか。

A 日本の里百選に選ばれた因島白滝山のポスター制作をはじめ、御調町における「かきすせそーだ」、「惚れタレ」などのネーミングやラベルデザイン、瀬戸田町でのレモン関連商品のパッケージデザインや小中学生を対象にした彫刻教室、向島町でのわけぎクッキーの商品開発などを通して、地域活性化に深く関わっており、それぞれの地域からも尾道大学の存在価値を高く評価していただいている。さらには、尾道本通り商店街での創作作品の展示販売、岩屋山を新たな観光資源としてPRする取組なども行っている。



かきすせそーだ

○「暮らしの安全性と快適性が高いまち」について

Q 災害時における消防職員と消防団員との連携は、どのようにとっているか。また、今後の課題はあるか。

A 消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の団員を必要とする大規模災害時に重要な役割を果たしている。災害時の消防活動を迅速かつ効果的に行うためには、指揮命令系統の一元化をしておく必要があることから、各種災害を想定した消防署と消防団の合同訓練を積極的に行い、相互の連携強化に努めている。また、これからの課題等については、消防団員の確保はもとより、団員の高齢化等に伴い消防団活動体制に今後影響が生じてくることが考えられ、消防団の維持強化の取組が必要であると思っている。

○観光産業について

Q 市長は因島ロッジをどのように位置づけているのか。

A 因島ロッジは、市内にある安く泊まれる宿泊施設の一つとしてとらえている。この施設は、旧因島市が昭和46年に建設し、直営で国民宿舎事業として営業開始したものである。その後、赤字経営が続くなかで、平成元年に経営権を株式会社因島観光開発に譲渡し、市の普通財産として賃貸をしているものである。



因島ロッジ

Q 「瀬戸内・海の道1兆円構想」や「てっぱん」などにより、今後観光客の増加が予想されるが、因島の観光振興のために因島ロッジを充実する必要があると思うがどうか。

A これまでの市の基本的な考え方としては、賃貸料の範囲内で施設の補修をしてきた。経営権は、株式会社因島観光開発にあり、老朽施設であることから、市が大規模改修などして充実することは、財政的にも困難と考えている。

○CO₂削減推進事業について

Q CO₂削減推進事業に150万円計上

しているが、具体的にどのような事業をしようとしているのか。

A CO₂削減推進事業の取組については、緑のカーテンコンテスト、環境標語、環境まつりなどを計画している。緑のカーテンコンテストは、アサガオやゴーヤ等で、コンテストに参加する市民や地域及び事業者が緑のカーテンを作ってもらっていただく。カーテンにより日差しを遮り、室内温度が低下することにより、CO₂の削減を図る。環境標語は、広く市民に環境についての意識を高めてもらうため標語を募集し、平成21年度は小学生2,297名、中学生以上1,057名の参加があった。これらの取組については、環境学習事業で実施する環境まつりにおいて発表する。

○発達障害のある子のケアについて

Q 中止になった因島の通級指導教室を復活すべく前向きに対処したいと以前答弁があったが、その後どうなっているか。

A これまでに、来年度入級希望のある幼児児童について実態把握をするため、校長や担任からの聴取や保護者との面談を行ってきた。現在、就学指導委員会の意見を参考に、県教育委員会に設置認可に向けた状況の報告を行っているところである。今後も、これまでと同様に障害のある子どもの実態把握に努め、特別支援教育の充実に努めていく。

○介護施設の増設について

Q 国の参酌基準いっばいの増床を実現すれば、自宅待機者が全員入所できる。介護施設の増床のために市有地の無償提供や補助制度などを設けて、積極的に施設を開設する業者を募ってはどうか。

A 増設は次期の保険料負担の増額にストレートにつながるため、慎重に検討を行う必要があると考えている。しかしながら、入所の待機者が年々増加する状況を踏まえて、次の第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、待機者の実態をより具体的に把握するとともに、特別養護老人ホームの整備とその支援のあり方についても、検討していきたい。

○中小零細建設業者の適正な利益保障と仕事づくりについて

Q 市内の中小零細建設業者に適正な利益を保障するため、条件付一般競争入札の最低制限価格率を引き上げてはどうか。

A 平成20年度から一般競争入札を本格導入して以来、比較的規模の大きい工事、とりわけ低入札価格調査制度を適用している工事の中で、一部受注のための低価格競争が目立ち始めたこと

への問題意識を持っている。しかしながら、県内ほとんどの市が「予定価格の事前公表」の中で、制限価格ギリギリの応札により落札率を下げている中、本市は一貫して事後公表としていることから、こうした応札は少なく、平均落札率から見ても決して低い水準ではない。このため、当面は低価格入札の抑制に向けての施策を検討すると同時に、全体の底上げに通じる最低限価格の引き上げについては、慎重に検討したいと考えている。いずれにしても、今日的な厳しい経済情勢であるだけに、常に応札状況等把握しながら、必要に応じた施策を適切に実施していくことが重要であると考えている。

○40億円の尾道大学キャンパス整備計画について

Q 一回の説明でいきなり40億円もの事業を前提とした設計委託料1,590万円を新年度予算に計上し、賛否を迫るというやり方は論外である。市民的な議論と議会の意向の確認をするべきではないか。

A 本学は開学以来、教室が狭く、また演習室が不足しており、未整備のまま今日に至っている。このことは、昨年3月の大学評価・学位授与機構による認証評価においても、指摘を受けているところである。学生に対して質の高い教育の場を保障するためにも、教育施設の充実が必要であると思っている。なお、第1期のE棟建設費用は約20億円で、第2期以降のキャンパス整備については、当分の間、実現は困難と考えている。尾道大学は、本市発展の核となる知の拠点であり、学生による賑わいの創出や、まちづくりへの貢献、消費行動に伴う経済効果など、その価値を市民の皆様にも認めていただいているものと認識している。従って、E棟の建設に関して、広く市民の皆様のお聞きする場を新たに設置するつもりはない。今後とも、尾道が尾道であり続けるために、尾道大学が知の拠点性を活かして積極的に国際交流を進めることで、尾道を世界に向けて力強く発信していきたい。

○予防接種事業について

Q 本市においても、希望者全員に子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を実施する考えはあるか。

A 希望するすべての方が無料で接種するためには、予防接種法に基づく定期接種として実施されることが重要と考え、今後国へ要望を行っていく。

Q ヒブワクチン接種の重要性、公費助成について、どのように考えているか。

A ヒブワクチンはb型インフルエン

ザ菌が原因の細菌性髄膜炎などのヒブ重症感染症を予防するワクチンであり、1990年代に欧米を中心に導入され効果を上げており、予防接種の重要性は十分認識している。接種費用の公費助成については、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられることが重要と考え、接種状況や国・県の動向を見ながら国へ要望していきたい。

○5歳児相談事業について

Q 5歳児相談事業はどのような形態で実施する予定か。また、気づきのある幼児に対し、どのような相談体制で臨むのか。

A 実施については、市の直営で行うこととしているが、医師の診察・相談については、委託する予定にしている。相談体制については、医師による診察・相談、臨床心理士による発達相談、保健師による保健相談等、専門職で対応することとしている。相談後は、必要に応じて、関係機関と連携しながら発達支援員等による支援を行う予定である。

Q 保護者に対し、どのような啓発活動を行うのか。

A 保育所・幼稚園等を通しての案内通知や、保育士・幼稚園教諭等からの啓発、広報やホームページへの掲載等により啓発を行う予定である。

○尾道大学について

Q 大学の移転及び大学の授業の町なかでの実施という意見に対する市長の見解は。

A 大学の施設を分散化させることは、移動に時間を要するので授業に支障を来し、また多くの費用を要する。そのため、最小の費用で最大の効果を出し、集中的な機能を発揮するためには、現在地での建設が最も合理的かつ現実的であると考えている。一方、学生が町なかへ出かけることによる、まちのにぎわい創出などの市街地活性化については、広く意見を聴く中で、方策を探っていきたいと思う。また、授業を町なかで実施することについては、学生や教員の移動に経費がかかることから、難しいものと考えている。卒業論文や研究などの発表については、しまなみ交流館や商業会議所記念館などで行う予定にしている。

○汚水対策事業について

Q 大幅な赤字発生要因である公共下水道事業から、もっと大胆に合併浄化槽への政策転換を図るべきだと思いがどうか。

A 公共下水道事業については、全体計画の見直しの中で、短期的観点から、今後10年間の整備計画を立て、その計画に基づいて効率的な地域から順次事

業を進めていく。平成22年度に、広島県の汚水処理構想の見直しが行われ、それに伴い、本市の汚水処理構想の見直しを行う。その中で、将来の人口減少や地域の実情に応じた、効率的な汚水処理を検討する。いずれにしても、効率的な整備により汚水処理を進めていく。

Q 都市計画税の該当地区で、公共下水道計画のない地域に対しては、公費負担がはるかに安い合併浄化槽の設置を全額公費負担とすることについて、市長の考えは。

A 公共下水道は、都市計画区域内において雨水及び汚水の処理を目的としている。小型浄化槽については、汚水の処理のみを目的としている。小型浄化槽の普及については、受益者負担も必要と考えており、用途地域とその他の地域を区分して対応することは考えていない。当面、小型浄化槽設置整備事業補助金により対応していく。その他の補助事業については、研究していく。

Q 汚水対策事業を効率的に進めるため、関係5事業を一つの部署にまとめるはどうか。

A 本市の汚水処理構想を検討する中で、各事業内容と事業量を調査し、効率的な事務処理が行えるよう検討していく。

○給食調理場建設に関する問題点について

Q 新年度予算で、向東小・中学校それぞれに給食調理場建設が計画されているが、調整区域に建設するなど、ほかに合理的な手段があるのに、なぜ予算編成方針に反する事業を押し進めようとするのか。また、ベストな選択と胸を張れるのか。

A 向東学校給食共同調理場は、昭和34年度に完成し、築50年を迎える施設であり、施設の老朽化が著しく、衛生管理の問題もあり、施設の更新が喫緊の課題となっている。教育委員会としては、向東学校給食共同調理場の改築について、約20年前、昭和60年頃から最優先の緊急課題であるとの認識に立っており、部局間でも、長年議論を重ねてきた。そして、最善の策として、昨年の2月議会で、小・中学校それぞれの単独調理場建設のための設計予算を提案し、承認をいただいたところである。

Q 調整区域に建設すれば事業が遅れることはない。一步引いて再考するつもりはないか。

A 建設用地の選定をはじめ、地権者との用地交渉や、用地購入の確保、また、土地の形状による造成工事の必要性など、検討してきた。こうしたことを踏まえ、緊急を要する向東学校給食共同調理場の改築については、単独調理場と

して整備するのが最善の策であると判断したところである。

■予算特別委員会(質問項目)

○平成21年度補正予算案及び関連議案 ◆一般会計

国の2次補正を受けて、約3億円の市費を投じてまで地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として7億2,300万円の補正を今回計上した意図、経済効果が上がるような市内業者への発注方法の検討、地域活性化・きめ細かな臨時交付金で前倒し実施する事業の事業総量に占める割合、中学校施設改修事業を今回、繰越明許費として補正計上した理由と事業内容、生活交通路線維持費補助の概要、地域密着型サービス施設整備補助金及び地域密着型サービス施設開設準備補助金補正の経過と理由、小規模多機能施設及びグループホームの現在の事業所数と介護保険事業計画における計画数並びに今後の見通し、認定農業者育成事業の利用者が伸びなかったことの分析と利用者増加に向けた今後の取り組み、認定農業者育成事業の地区別申請数、認定農業者育成に向けた段階的な施策展開、農業の担い手不足解消に向けた市の取り組み、勤労青少年ホーム修繕料の減額内容、因島勤労青少年ホームの修繕の必要性の認識と対応並びに今回、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で対応しなかった理由、港湾整備事業県工事負担金増額補正の事業内訳と事業概要、尾道駅前港湾駐車場南側の海岸高質化工事の概要、ビジターバスの整備予定場所と整備後のサービス内容並びに維持管理、NHKで放送される連続テレビ小説「てっぺん」のストーリーの概略とロケ対応、「てっぺん」を活かしたまちづくりの方向性と市民の協働、妊婦・乳幼児健康診査委託料の減額理由、新型インフルエンザ予防接種費の減額理由並びに今回の減額補正と繰越明許費補正の関係、優良賃貸住宅補助金返還金補正の内容と今回補正計上に至った経過、さらに因島への食堂設置指導、生活保護受給者への高齢者向け優良賃貸住宅等の使用体制、将来を見据えた子ども手当システム開発の必要性について



きらら因島

◆各特別会計

公共下水道事業特別会計において、公共下水道受益者負担金の大幅増額補正の理由、公共下水道の計画区域見直しの検討と合併浄化槽設置の推進について

◆尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所管理運営基金条例

今回基金設立に至った理由、これまで交付を受けた移管交付金の費用支出、市民病院附属瀬戸田診療所の収支見通しについて

○平成22年度当初予算案及び関連議案

◆一般会計歳入

○ 市民の収入減少をどう認識しているのか。

○ 収入が8%減少し、その結果、約1千人が非課税になると予測している。市民生活の苦しさは認識しており、景気対策等できる限り配慮している。

○ 住民生活の安心安全を守り、地方経済を支えることを目的として地方交付税が増額されたが、予算編成には反映できているか。

○ 財源が補償されたので、安心安全な行政を維持する予算につながっている。

○ 不況下に放課後児童クラブを有料化し、保育料も値上げするなど、市民に負担増を強いることをどう認識しているのか。

○ 合併協議で合意し、経過措置を経たものなので均一化を図るものである。

○ 千光寺公園条例にかかわり、千光寺公園グラウンドの使用法について聞きたい。

○ イベント実施日を除いて、グラウンドゴルフ、サッカー等の利用に開放し、利用申し込みは勤労青少年ホームで受け付けるということで、4月に利用団体に説明する予定である。

◆一般会計歳出

○ 音楽によるまちづくり事業の内容について聞きたい。

○ 市内各ホールでのコンサートやアウトリーチ事業、市民ギャラリーによるミニコンサートを予定している。

○ 高見山送信所移設の経緯等について聞きたい。

○ 現在借用している中国放送のアンテナ廃止が決定されたところ、NHKの厚意によりアンテナを借用できたもので、因島瀬戸田地域で新たに7千帯へ防災情報等を放送できるようになる。

○ 防災行政無線等がある中で防災情報をFM放送に頼る理由と中継アンテナの設置や電波の出力増の検討について聞きたい。

○ 土砂降りの雨が降ると屋外放送は室内では聴こえにくく、FM放送が有

効であり、中継アンテナや出力増は許可が出るまで時間がかかるが、比較的安価に防災情報を発信できる手段なので検討したい。

○ 地籍調査事業凍結の経過と今後の対応について聞きたい。

○ 地籍調査は市域全体で実施して、初めて効果が得られるが、それには莫大な費用と時間がかかるため事業の継続を断念した。調査を予定していた地域の方へは文書でお知らせする。

○ 職員等の旅費に関する条例にかかわり、旅費日当廃止により減少する予算額と、それを原資にした職員の民間企業への派遣研修を実施する考えはないか。

○ 減少額は約1,180万円である。また、過去に派遣研修を民間企業に打診したところ、受け入れ困難という回答があって断念した経過もあるが、検討していきたい。

○ 尾道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例にかかわり、その他の採用制度との違いについて聞きたい。

○ 高度の専門的な知識経験または優れた識見を一定の期間活用することが必要な場合に任期を定めて採用する制度で、現段階で該当する職はないが、医師不足対策への活用を検討したい。

○ 緊急通報体制等整備事業の概要について聞きたい。

○ 高齢者の急病等緊急時に迅速に対応できるよう、電話機に取りつける緊急通報装置を貸与し、安全・安心の提供を行う事業であり、健康や身体に不安のある原則65歳以上の一人暮らしの高齢者が対象である。

○ 家庭保育事業補助金にかかわり、市の保育行政の補完的役割を担っている家庭保育園への補助額を抜本的に改善すべきではないか。

○ 補助額は徐々に増やしているが、尾道つくしプランも含めた全体的な施策の中で、今後も検討していきたい。

○ 小規模福祉施設スプリンクラー整備補助金の概要について聞きたい。

○ グループホームへの設置を補助するものであり、平成22年度は2施設設置予定である。

○ 尾道市重症心身障害者福祉年金条例にかかわり、条例改正による影響について聞きたい。

○ 重症心身障害者福祉年金支給対象者のうち、向島町在住323人中300人以上が対象外となり、支給額637万円が約600万円減になる。

○ 5歳児相談事業の具体的な実施内容について聞きたい。

○ 就学前の5歳児に対し保健師、心理

士等が個別に相談を受け、直接助言や指導を行うことにより、発達障害の早期発見と対応を目的としている。保育所・幼稚園等を通じて保護者に案内通知を配布し、相談を希望する5歳児に対して、総合福祉センター、因島保健センターで相談事業を実施するものである。

Q 自殺対策緊急強化事業の概要について聞きたい。

A 国が地域の自殺対策を緊急に強化するための、平成23年度までの期間限定の助成事業であり、講演会開催を予定している。

Q 尾道市の地域医療を守る条例にかわり、条例提案の理由について聞きたい。

A 本市において、全国的に知名度のあるケアシステムを継続し、地域医療を守るために提案したものである。

Q 平山郁夫美術館教育普及事業の概要について聞きたい。

A 学芸員など専門的知識を持つ人を1名雇用し、美術館の出前講座や公民館との連携による教育普及活動を実施するものである。



平山郁夫美術館

Q 援農テグー隊事業の募集方法について聞きたい。

A J Aの広報や市のホームページで4月を第1期として募集し、J Aの全所が窓口となる。5月末の締切後に本所または支所で説明会を実施する予定である。

Q 夜間景観創出事業の内容について聞きたい。

A 旧市街地を含め光による演出をし、滞在型観光客の増加を図るものである。

Q 臨時会での補正議決後の鉄板の調達状況について聞きたい。

A 業者から見積もりをとり、20台購入する予定である。

Q 市内各企業からの鉄板寄附の取組を行ったか。

A 取組は行ったが、屋外用となると諸問題が発生し困難であった。

Q 通信指令関連工事の概要について聞きたい。

A 車両から司令室へ位置及び動態を伝送、また司令室から指令情報を車両に伝送するシステムをアナログからデジタルに変更するものである。

Q 耐震関係の予算が減少した理由及

び優先順位について聞きたい。

A 評価委員会の審査が終了しておらず、予算が執行できない学校が小学校2校、中学校4校あるためである。また、一次診断でI s値が低いもの及び校舎より体育館を優先する。

Q 向東小・中学校両校への給食調理場建設にかわり、調整区域内での候補地の検討及び従前どりの共同調理場方式をとらない理由について聞きたい。

A 候補地は7カ所検討したが、条件では合わなかった。従来どりの共同調理場とした場合、現在地では建築基準法上建設が困難なためである。

◆国民健康保険事業特別会計

Q けんこうキャンペーンの事業内容について聞きたい。

A 市民自らの健康づくりを応援するもので、健康づくりに取り組むことによりポイントを付与し、記念品等を提供することで健康づくりに対する意識を向上させようというものである。

◆介護保険事業特別会計

Q 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用して、待機者の多い特別養護老人ホームを整備しないのか。

A 第4期介護保険事業計画に沿ってグループホーム18床分と、25人定員の小規模多機能型居宅介護の1施設を整備するもので、特別養護老人ホームについては、現状での緊急性、必要性等も勘案して今後調査研究したい。

◆尾道大学事業特別会計

Q 大学施設整備に合併特例債を活用することはできないか。

A 合併特例債を活用するためには新市建設計画の変更をしなければならず、新市建設計画の見直しや議会の議決等、時間を要することから合併特例債の活用は困難と判断した。

Q 大学のキャンパス整備計画におけるE棟建設を先行する理由について聞きたい。

A 教育施設の不足を解消するためと教育の質的向上による他大学との差別化、あるいは大学が行政と連携して本市の発展を担っていくためにはまず教育を充実させることが必要と判断し、E棟の建設を提案している。

Q 財政状況が厳しい中でキャンパス整備に多額な予算を投入することの理解を得るには市民との議論が必要ではないか。

A 教育施設の不足については、大学の4年制移行から発生した懸案事項なので、市民の理解は得られていると考えている。

◆後期高齢者医療事業特別会計

Q 広島県全体で16.1%の上昇が見込

まれている保険料の上昇見通しについて聞きたい。

A 運営剰余金や安定化基金などを上昇抑制の原資とすることで、最終的には5.79%の上昇になると聞いている。

◆水道事業会計

Q 御調町東部上水道拡張事業について、終了年度の平成23年度までに工事の進捗したところから通水を始めることができないか。

A 配水池は完成しているもので、1日70トンの水使用が見込まれば新年度内にも通水を開始したい。

◆病院事業会計

Q 市民病院の経営状況改善の見通しの理由について聞きたい。

A 患者7人に対して看護師1人という看護体制の導入や地域医療支援病院入院診療加算、入院時医学管理加算、医師事務作業補助体制加算の加算措置等により、今年度から経営が改善し、新年度においても黒字を見込んでいる。

■議会の人事

予算特別委員会 委員長 新田 賢慈
副委員長 宮地 寛行



委員長



副委員長

■意見書

◇政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

■議会を傍聴してみませんか

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局へお越しく下さい。受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

また、ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることもできます。ぜひご覧ください。視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html

問い合わせ先

議会事務局(☎0848-25-7371)

子ども手当の手続きはお済みですか



4月から、「児童手当」にかわり「子ども手当」制度が始まりました。

申請手続きについて

◎手続きが必要な人

- ① 中学2・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの子)を養育している人
- ② 「児童手当」を受給していない人(所得オーバー、現況届を未提出等)

→ 4月下旬に申請書類を送付しています。手続きがまだ済んでいない人は手続きしてください。

※①および②の人で申請書が届いていない場合は、子育て支援課にご連絡ください。3月末の時点で「児童手当」を受給していない人で、養育している子が尾道市にいない場合は、申請書を送付していませんのでご連絡ください。

◎手続きが必要でない人

3月末の時点で「児童手当」の受給者で、中学2・3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの子)がいない人

→ 4月下旬に「子ども手当認定通知書」(はがき)を送付しています。

公務員の方は、勤務先での手続きになります。各職場へお問い合わせください。

申請期限等

手続きが必要な場合は、**5月20日(木)までに申請**してください。

※子ども手当制度開始に伴う新規請求は、9月末までに受け付けたものに限り、特例的に平成22年4月分にさかのぼって支給されます。期限を過ぎたり、転入・出生に伴う請求手続きの場合は、申請した月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

手当の支給

5月20日(木)までに手続きが済んだ人は、6月15日(火)に振り込みます。

【例】児童手当の受給者の場合

(2・3月分までの児童手当) + (4・5月分の子ども手当)

児童手当の受給者でない場合

4・5月分の子ども手当のみ

「児童手当」と「子ども手当」の違い

| | 児童手当 | 子ども手当 |
|-------------|------------|-----------------------|
| 所得制限 | あり | なし |
| 支給対象 | 小学校修了まで | 中学校修了まで |
| 支給額 (月額) | 3歳未満と3人目以降 | 子ども一人当たり 一律13,000円 |
| | その他 | |

問い合わせ先

子育て支援課児童福祉係 ☎0848-25-7113

ふるさと「おのみち」を応援していただき、ありがとうございました

ふるさと納税



～今年度も尾道への寄附を募っています～

ふるさと納税制度による寄附金について、お陰をもちまして、平成21年度は次のとおりたくさんの方からご寄附いただきました。心より感謝を申し上げます。

平成21年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

寄附件数 120件

寄附金総額 19,111,961円

今年度は、いただいた寄附金の一部を以下の事業に活用させていただきます。

- 尾道「てっぱん」推進協議会支援事業
- おのみち自慢冊子制作事業
- 音楽によるまちづくり事業

今年度も引き続き寄附を通じて「心のふるさと尾道」を応援していただきますよう、尾道が大好きなご親戚・ご友人にご案内いただければ幸いです。ご協力よろしくお願いします。

ふるさと納税の詳しい内容・申込方法については、市ホームページをご覧ください。また、ご連絡いただければ、指定の住所に説明資料や寄附申出書を送付します。

【ふるさと納税制度】

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者が、「ふるさと」と考える地方自治体に寄附を行った場合に、寄附金額の5,000円を超える部分について、個人住民税の1割程度を上限として個人住民税が軽減される制度です。

なお、軽減を受けるためには申告が必要です。

問い合わせ先

寄附金の活用について

政策企画課 ☎0848-25-7316

寄附金の申込・税制について

市民税課 ☎0848-25-7154

冠水対策工事が完了し、 電光表示板を設置しました

市内の道路でJR山陽本線の下をくぐるアンダーパス部で、冠水の恐れのある箇所について電光表示板を設置しました。

電光表示板には、通常時は「走行注意」と表示し、道路冠水の恐れがある場合は「冠水注意」、危険がある場合は「通行止」と表示して交通規制を行います。

今後、大雨時にアンダーパス部を走行する際には、電光表示板等の情報を確認して、安全に走行してください。

問い合わせ先 維持修繕課(☎0848-25-7273)



※電光表示板設置箇所
池の浦アンダー、西新涯アンダー(平成20年度施工)、西御所アンダー、東元町アンダー

上下水道料金がコンビニで納付できます

6月発行分の納付書から、これまでの金融機関や水道局窓口等に加え、公共料金の支払ができる全国のコンビニエンスストア(以下コンビニ)で、上下水道料金が納付できます。

市内にあるコンビニのほか、下記のコンビニであれば、24時間、365日納付できます。手数料はかかりません。

■利用できるコンビニ

市内のコンビニ(50音順)

サークルK/サンクス/セブン-イレブン/
ファミリーマート/ポプラ/ローソン

その他のコンビニ(50音順)

エーエム・ピーエム/エブリワン/MMK設置店/
くらしハウス/ココストア/コミュニティ・ストア/
スパーク北海道/スリーエイト/スリーエフ/
生活彩家/セイコーマート/セーブオン/
タイエー/デイリーヤマザキ/ハセガワストア/
ミニストップ/ヤマザキデイリーストア

■次のような場合はコンビニで納付できませんので、
ご注意ください。

- 納付書にバーコードの印字がないもの(納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの、6月より前に発行したもの)
- 納付書の内容を訂正したもの
- 破損や汚れなどによりバーコードを読み取れないもの

問い合わせ先

水道局庶務課料金係(☎0848-37-9300)

固定資産税・都市計画税 納税通知書をお届けします

平成22年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。(すでにお知らせのとおり、前納報奨金は今年度から廃止されました。)

納期限は次のとおりです。

【第1期】5月31日(月) 【第2期】8月2日(月)

【第3期】9月30日(木) 【第4期】12月27日(月)

向島・因島・瀬戸田地区については、今年度から都市計画税が課税になります。

詳しくは、納税通知書に同封の「都市計画税のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先

税額など 資産税課土地係(☎0848-25-7162)

家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)

市街化区域・用途地域など

まちづくり推進課まちづくり推進係(☎0848-25-7222)

65歳未満で公的年金等の所得がある
給与所得者の皆さんへ

個人住民税の徴収方法が 一部変わります

平成21年度から始まりました公的年金等からの特別徴収に伴い、65歳未満の人の公的年金等所得に係る市・県民税は、個人で納付いただく制度となり、昨年度は、給与所得のある人で給与から特別徴収(天引き)されている人については、窓口等での納付の手間が新たに生じご不便をおかけしていました。

この度の税制改正により、65歳未満の人については、平成22年度課税分から原則として給与所得と公的年金等所得に係る市・県民税を合わせて、給与から天引きされることになりました。

問い合わせ先

市民税課市民税係(☎0848-25-7154)